

江 差 追 分 会 会 則

第1章 総 則

(名称及び本部事務局)

第1条 この会は、江差追分会（以下「追分会」という。）という。

第2条 追分会の本部事務局は、北海道檜山郡江差町江差追分会館内に置く。

(目的)

第3条 追分会は、正調江差追分節（以下「江差追分」という。）を正しく保存伝承し、これを広く普及することにより、日本民謡文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 追分会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 江差追分全国大会に関する事。
- (2) 江差追分資格審査に関する事。
- (3) 江差追分の研修並びに普及事業に関する事。
- (4) 江差追分の研究及び歴史的な資料の収集に関する事。
- (5) 会員の顕彰、祝慶弔に関する事。
- (6) 前各号の他、目的達成のために必要な事。

第2章 組 織

(組織構成)

第5条 追分会の組織は、別表により構成するものとする。

(会員の種類)

第6条 追分会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 準会員
- (4) 賛助会員

(会員資格)

第7条 追分会の会員資格は、次のとおりとし、別に定める会費を納入したものとする。

- (1) 正会員は、追分会支部に所属している者とする。
- (2) 特別会員は、名誉役員及び追分研究者等とし、会長が認めた者とする。
- (3) 準会員は、海外支部に所属している者とする。
- (4) 賛助会員は、江差追分会の目的や趣旨に賛同する団体等で、会長が認めた者とする。

(支部の設置及び脱会)

第8条 追分会に支部を設置することができる。

- 2 支部は、江差追分会の目的を認識し、別に定める江差追分会支部設置規則により申請しなければならない。
- 3 新たに承認された支部は、概ね3年以内に準講師以上の資格者の育成に努めなければならない。
- 4 江差追分会を脱会するときは、地区運営協議会（以下「地区協議会」という。）を經由して会長に届け出なければならない。

(加入及び脱会)

第9条 江差追分会の支部長は、支部に所属する会員の異動に関することを当該地区協議会経由で、毎年12月31日現在の状況を翌年の3月1日までに会長に届け出なければならない。

ただし、地区協議会が設置されていない支部は、支部毎に会長に届け出るものとする。

第3章 役員及び職員

(役員)

第10条 追分会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	3名以内
常	務 理 事	1名
理	事	25名以内
監	査 役	3名

(名誉会長、顧問、相談役)

第11条 追分会に理事会の推薦により、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は江差町町長とする。
- (2) 副会長は、理事会の推薦を経て会長が指名し、内2名については師匠会会長及び江差町副町長をもって充てるものとする。
- (3) 常務理事は、江差町追分観光課長をもって充てるものとする。
- (4) 理事及び監査役は総会で選出するものとし、担当部門の地区運営部門、運営部門、芸能部門、学芸部門については、会長が任命する。
但し、地区運営部門選出理事については、地区運営協議会会長とする。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期終了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(事務局)

第14条 追分会の事務を処理するため、次の職員を置く。

事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	若干名

2 職員の任免及び委嘱は会長がこれを行う。

第4章 会議

(会議の種類)

第15条 追分会の会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 三役会議
- (4) 地区別会議

(総会)

第16条 総会は毎年1回会長がこれを招集する。

2 総会への出席要件は次のとおりとする。

(1) 代議員は各支部から2名とする。ただし、師匠会伴奏者会員を有する支部にあつては代議員を3名とし、うち1名は師匠会伴奏者会員とする。

(2) 各地区協議会からは、地区協議会の会長が指名する1名。

(3) 追分会の規定において資格を付与された名誉師匠、上席師匠、正師匠、師匠、準師匠、講師、準講師。

3 毎年1回の総会の他に会長が特に必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の成立・議決要件)

第17条 総会の成立要件は、代議員定数の2分の1以上とする。また、議決にあつては、出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長が決定するものとする。

(総会の決議事項)

第18条 総会において決議する事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改正に関する事。

(2) 役員を選出に関する事。

(3) 追分会事業報告、事業計画及び収支予算決算に関する事。

(4) 追分会の運営に関する重要な事項。

(理事会の招集)

第19条 理事会は毎年2回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認めるときには、臨時理事会を招集することができる。

(理事会の成立要件、決議事項)

第20条 理事会は理事数の2分の1をもって成立し、次の事項を決議する。

(1) 総会に提出すべき議案に関する事。

(2) 支部承認に関する事。

(3) 追分会の運営及びその他特に必要と認める事項。

(三役会議の構成、招集)

第21条 三役会議は会長、副会長、常務理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(三役会議の決議事項)

第22条 三役会議において決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急を要す議件に関する事。
- (2) 理事会の付託を受けて処理する事項に関する事。
- (3) その他、特に必要と認められる事項。

(地区別会議の構成、招集)

第23条 地区別会議は、地区協議会に所属する支部長等で構成し、必要に応じて地区協議会の会長が招集する。

(地区別会議の決議事項)

第24条 地区別会議において決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地区として理事会に提案する事項及び各種報告事項に関する事。
- (2) 地区において開催する追分会事業に関する事。
- (3) 地区研修に関する事。
- (4) 地方格付審査会に関する事。
- (5) その他、地区運営等に関する事。

第5章 会 計

(経費)

第25条 追分会運営及び事業は、次の経費をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他収入

(会費)

第26条 追分会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 支部 年額1支部 20,000円とする。
- (2) 正会員 年額1人 1,000円とする。(大人・子供・幼児)
 - ・15人以上は、実登録人数分とする。
 - ・15名未満は、15人分とする。

- (3) 特別会員 会費免除とする。
- (4) 準会員 会長が別に定めた額とする。
- (5) 賛助会員 会長が別に定めた額とする。
- (6) 師匠会会員 年額1人 2,000円とする。

(会計の種類)

第27条 追分会の会計は一般会計とし、必要に応じて特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第28条 追分会の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 資格階級

(資格の付与)

第29条 追分会の資格階級は、会長の諮問に応じて別に定める「江差追分会名誉、上席、正師匠認定審議会（以下、「認定審議会」という。）及び江差追分会資格認定審査会（以下、「認定審査会」という。）」の答申を得て会長がこれを決定する。

(資格審査)

第30条 第33条第4号から第7号に定める資格を取得しようとする者は、別に定める規定により、会長に申請しなければならない。

第31条 前条により届出を受けた会長は、その資格に応じた審議及び実技検定を行った上で資格を認定するものとする。

(資格の種別)

第32条 追分会に江差追分の保存と指導育成のため、次の資格階級（以下「資格」という。）を置く。

- (1) 名誉師匠
- (2) 上席師匠
- (3) 正師匠
- (4) 師匠
- (5) 準師匠
- (6) 講師
- (7) 準講師

(資格の認定)

第33条 前条各号の資格を取得しようとする者は、次の条件を満たした者でなければならない。

(1) 名誉師匠

人格、識見及び技量とも豊満にして、永年追分会の育成発展に極めて顕著な功績のあった者の中から認定審議会が推挙し、会長が認定する。

(2) 上席師匠

人格、識見、技量とも豊満にして、永年追分会の育成発展に極めて顕著な功績のあった者で、次の要件を満たした者の中から認定審議会が推挙し、会長が認定する。

- ① 正師匠経験5年以上の者又は、資格審査級1級を有する者

(3) 正師匠

人格、識見、技量とも豊満にして、永年追分会の育成発展に極めて顕著な功績のあった者で、次の要件を満たした者の中から認定審議会が推挙し、会長が認定する。

- ① 師匠経験5年以上の者
- ② 師匠会が主催する研修会に10回以上参加している者
- ③ 地域において、江差追分に関する指導育成や地域活動の功績がある者

(4) 師匠

技能、人格とも高潔にして、永年追分会の育成発展に極めて顕著な功績のあった者で、申請に基づき次の要件を満たした者の中から認定審査会が推挙し、会長が認定する。

- ① 準師匠経験5年以上の者
- ② 格付3級秀以上を有する者
- ③ 申請時において所属する支部に師匠以上の資格者がいない、または1名であること。
- ④ 師匠会が主催する研修会に申請時前の5年間において6回以上参加している者
- ⑤ 地域において、江差追分に関する指導育成や地域活動の功績がある者
- ⑥ 認定審査会で実施する指導実技検定に合格した者

(5) 準師匠

追分会の育成発展に努めている者で、申請に基づき次の要件を満たしている者の中から認定審査会が推挙し、会長が認定する。

① 格付2級以上保有者等

- ア 現に指導若しくは指導を補佐した実績が3年以上ある者
- イ 師匠会が主催する研修会（資格取得希望クラス及び講師・準講師クラス）に申請時前5回以上出席している者
- ウ 認定審査会で実施する指導実技検定に合格した者

② 講師資格保有者等

- ア 講師経験の実績が3年以上ある者
- イ 師匠会が主催する研修会（資格取得希望クラス及び講師・準講師クラス）に申請時前5回以上出席している者
- ウ 認定審査会で実施する指導実技検定に合格した者

(6) 講師

追分会の育成発展に努めている者で、申請に基づき次の要件を満たしている者の中から認定審査会が推挙し、会長が認定する。

- ① 準講師2年以上の経験を有する者
- ② 師匠会が主催する研修会に参加している者
- ③ 資格認定審査会で実施する指導実技検定に合格した者

(7) 準講師

追分会の育成発展に努めている者で、申請に基づき次の要件を満たしている者の中から認定審査会が推挙し、会長が認定する。

- ① 格付審査4級秀以上を有する者
- ② 認定審査会で実施する指導実技検定に合格した者
- ③ 師匠会が主催する研修会に参加している者

(資格者の品位)

第34条 会則第33条各号の資格者は江差追分の品位を重んじ、他の模範でなければならぬ。

(格付審査)

第35条 第33条の規定の他に、歌唱技術の格付をすることができる。

- (1) 1級
- (2) 2級秀

- (3) 2級
- (4) 3級秀
- (5) 3級
- (6) 4級秀
- (7) 4級
- (8) 5級秀
- (9) 5級
- (10) 6級

(格付審査基準)

第36条 会則第35条に定められた格付の審査基準は別に定める。

(資格取得申請)

第37条 会則第33条第4号から第7号の資格を取得しようとする者は、別に定められた様式により、地区協議会を経由して、毎年12月1日から翌年の3月1日までに会長に申請しなければならない。

第7章 賞 罰

(賞罰の決定)

第38条 追分会組織の賞罰は、会長の諮問に応じて別に定める「江差追分会賞罰審議委員会」(以下「委員会」という。)の答申を得て会長がこれを決定する。

(表彰)

第39条 追分会の組織内外で追分会に対し、功績のあった者並びに寄付行為等のあった者に対しては、別に定める規定により表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

第40条 表彰は特別功労表彰、特別表彰、功労表彰、善行表彰、感謝状、支部奨励賞とする。

(1) 特別功労表彰

追分会組織内部で功労表彰を受賞したもので、功労表彰受賞後においても特に功績が顕著な者

- (2) 特別表彰
追分会組織外部で、江差追分の振興発展に貢献した者
- (3) 功労表彰
追分会組織内部で、江差追分の振興発展に貢献した者
- (4) 善行表彰
追分会組織内外で、江差追分会に対し一定額の寄付、あるいは物品の提供をした者
- (5) 感謝状
追分会組織内外で、追分会に対し功労のあった者
- (6) 支部奨励賞
 - ① 支部設置10年以上で、会員数が40名以上の支部
 - ② 支部設置10年以上で、支部活動において顕著な活動実績がある支部

(申請の時期等)

第41条 前条各号の表彰を受けようとする者は、別に定められた様式により、地区協議会を經由して、毎年12月1日から翌年の3月1日までに会長に申請しなければならない。なお、第6号の表彰については、地区協議会の推薦・申請によるものとする。

2 前条各号の申請がない場合でも、委員会として表彰の対象と判断する場合は、意見を付して会長へ答申することができる。

(罰則)

第42条 次の各号に該当する場合、会長は委員会の答申を得て、その資格及び支部承認を取り消すことができる。

- 1 上席師匠、正師匠、師匠、準師匠、講師、準講師が第3条及び第34条の規定に反する行為をしたとき。
- 2 支部が会費を2年以上納入しないとき。
- 3 その他、追分会資格取得、支部設置及び追分会の運営に反する行為をしたとき。

第8章 雑 則

(会長への委任)

第43条 追分会会則に規定されていない事項に関しては、会長が適宜これを処理することができる。

付 則

- 1 この会則は平成7年4月23日から施行する。
- 2 第35条の定めによる格付について、平成7年4月23日以前において格付された級は次のとおり読み替えるものとする。
2級優は2級、3級優は3級、4級優は4級、5級優は5級
- 3 第33条の定めによる資格取得申請は、平成7年度に限り第38条に定める申請の時期を「毎年12月1日から翌年の5月1日」と読み替えるものとする。
- 4 この会則は、平成8年4月28日から施行する。
- 5 この会則は、平成9年4月20日から施行する。
- 6 この会則は、平成13年4月22日から施行する。
- 7 この会則は、平成16年4月25日から施行する。
- 8 この会則は、平成20年4月27日から施行する。
- 9 この会則は、平成24年4月22日から施行する。
- 10 この会則は、平成26年4月27日から施行する。
- 11 この会則は、平成27年4月26日から施行する。
- 12 この会則は、平成29年4月23日から施行する。